令和4年10月から

	₩到目	月者の介護度	要介護	1	要介護	2	要介護	3	要介護	1	要介護	10月から				
	・サービス利用料金(単位)		<u>安月段</u> 573		安月 漫 2 641		安月設 3 712		安月 段 4 780		安月 曖 847					
	・サービス提供体制加算 I (単位) 注 1		22													
	・看護体制加算 I	4														
	• 夜勤職員配置加算	13														
	・ 夜勤職員配置加算 (単位)・ 介護職員処遇改善加算 (単位) 注 2		51		56		62		68		74					
	・介護職員等特定処遇改善加算 (単位) 注3		17		18		20		22		24					
	・介護職員等ベースアップ等支援加算(単位) 注4		10		11		12		13		14					
	合計単位		690		765		845		922		998					
	上記、合計単位を自己負担額に換算(1単位は10.14円): (円)		1割負担額	699	1割負担額	775	1割負担額	856	1割負担額	934	1割負担額	1,011				
				1, 399	2割負担額	1,551	2割負担額	1, 713	2割負担額	1,869	2割負担額	2, 023				
基			2,098	3割負担額	2, 327	3割負担額	2, 570	3割負担額	2,804	3割負担額	3, 035					
本的に係る		第4段階(標準)	個 室 1,171													
		• 第 3 段階	個 室 820													
	・居室に係る自己負担額(円)	第2段階	個 室 420													
		第1段階														
		1, 445														
費		・第4段階(標準) ・第3段階② 注5	1, 360													
用	・食費に係る自己負担額(円)	第3段階① 注6	650													
		第2段階	390													
		- 第1段階 300 300														
		居室の形態	個 室		個 室		個 室		個	室	個 室					
	1日あたりに係る費用(円)	第4段階(標準)	3, 315		3, 391		3, 472		3, 550		2,616					
		第4段階(2割負担)	4, 015		4, 167		4, 329		4, 485		4, 639					
		第4段階(3割負担)	4, 714		4, 943		5, 18	36	5, 42	0	5, 651					
	《基本的費用の概算》	第3段階②	2, 879		2, 9	55	3, 03	36	3, 11	4	2, 180					
		第3段階①	2, 169		2, 24	45	2, 32	26	2, 40	4	1, 470					
		第2段階	1, 509		1, 58	35	1, 66	66	1, 74	4	810)				
		第1段階	1, 319		1, 39	95	1, 47	'6	1, 55	4	620					
	初期加算 (単位) 入所日から30日以内の期間。30日以上の入院後の再入所も同様。						30									
該	・入院・外泊時費用 (単位)					246										
当	日常生活継続支援加算(単位)	36														
すす	療養食加算 (単位)	6														
る	·経口移行加算 (単位)	医師の指示に基づき、経口摂取のための栄養管理を行ったとき。 褥瘡発生リスクに対し褥瘡管理を実施したとき。1か月に1回	28													
場	・褥瘡マネジメント加算(単位)	3														
合	・看取り介護加算1 (単位) 死亡日以前31日以上45日以下。 ・看取り介護加算2 (単位) 死亡日以前4日以上30日以下。		72													
に	・看取り介護加算2 (単位)	144														
係	・看取り介護加算3 (単位)	680 1, 280														
る	・看取り介護加算4 (単位)	1, 280														
費	・安全対策体制加算 (単位)	入所時1回を限度。														
用	・介護職員処遇改善加算(単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 83/1,000 が加算されます。 「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 27/1,000 が加算されます。													
	特定処遇改善加算(単位)介護職員等ベースアップ等支援加算(単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。 「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 27/1,000 が加算されます。 「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 16/1,000 が加算されます。													
ш									,,	, 0						
1か月(30日)に係る費用			要介護		要介護		要介護		要介護		要介護					
	《基本的に	係る費用の概算》	個 室		個	室	個	室		室	個	室				
		・第4段階(標準)	99, 443		101,		104, 2		106, 5		108, 8					
1		・第4段階(2割負担)	120, 400		125, 0		129, 9		134, 5		139, 1					
	4 7 4 40 ME (M)	・第4段階 (3割負担)	141, 370		148,		155, 6		162, 6		169, 524					
	自己負担額(円)	·第3段階②	86, 363		88, 691		91, 123		93, 452		95, 748					
1		·第3段階①	65, 063		67, 391		69, 823		72, 152		74, 448					
		第2段階・第1段階	45, 263		47, 591 41, 891		50, 023 44, 323		52, 352 46, 652		54, 648 48, 948					
		39, 563		41,8	91	44, 3	43	46, 68	04	48, 9	48					
理美容サービス (実費) の価格表 (円:税込み)			調 1,500	髪	17 4224	顔そり	顔そり		毛染め(調髪		パーマ(調					
	を				1, 80	00	500)	3, 80	0	4, 20	00				

- 注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変ります。(介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。)
- 注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83/1,000を乗じます。
- 注3 介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27/1,000を乗じます。
- 注4 介護職員等ベースアップ等支援加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 16/1,000を乗じます。
- 注5 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は1500万円以下 注6 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下
- ※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
- ※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。
- ※「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

令和4年10月から

			〒和4年10月から											
ご利用者の介護度			要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護	5		
	・サービス利用料金 (単位)		573		641		712	712		780		7		
基本的に係る費用	・サービス提供体制強化加算 I (単位) 注 1		22											
	・看護体制加算 I (単位)		4											
	· 夜勤職員配置加算 (単位)		13											
	・介護職員処遇改善加算 (単位) 注2		51		56		62		68		74			
	・介護職員等特定処遇改善加算 (単位) 注3		17		18		20		22		24			
	・介護職員等ベースアップ等支援加質 (単位) 注 4			10		11		12		13		1		
	合 計 単 位			690		765		845		922		998		
		1割負担額	699	1割負担額	775	1割負担額	856	1割負担額	934	1割負担額	1,011			
	上記、合計単位を自己負担額に換算(1単位は10.14円):(円)		2割負担額	1, 399	2割負担額	1, 551	2割負担額	1, 713	2割負担額	1, 869	2割負担額	2, 023		
			3割負担額	2,098	3割負担額	2, 327	3割負担額	2,570	3割負担額	2, 804	3割負担額	3, 035		
	・居室に係る自己負担額(円)・第4段階(標準)			個 室 2,342										
	・食費に係る自己負担額(円)・第4段階(標準)			1, 445										
	居室の形態		個 室		個 室		個 室		個 室		個 室			
	1日あたりに係る費用(円)	第4段階(標準)	4, 486		4, 562		4, 643		4, 721		4, 798			
	《基本的費用の概算》	第4段階(2割負担)	5, 186		5, 338		5, 500		5, 656		5, 810			
		·第4段階(3割負担)	5, 885		6, 114		6, 357		6, 591		6, 822			
	・初期加算 (単位) 入所日から30日以内の期間。30日以上の入院後の再入所も同様。 30													
	・入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。	246											
該	* 日常生活継続支援加算 (単位) 利用者の介護度比率・職員の資格取得状況により算定。			36										
当する	・療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。	6											
	・経口移行加算 (単位)	28												
	・褥瘡マネジメント加算(単位)	3												
場へ	· 季 助 り 介 誰 加 笛 1			72										
合に	・看取り介護加算2 (単位)	144												
係	7 7 10 A 3# 14 16 0 (1) / 11 7 1 1 2 24 1 7 20 24 1			680										
る	・看取り介護加算4 (単位)	1, 280												
曹	・安全対策体制加算 (単位)	20												
用用	介護職員処遇改善加算(単位)	「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 83/1,000 が加算されます。												
/ 14	特定処遇改善加算(単位)	「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 27/1,000 が加算されます。												
	・介護職員等ベースアップ等支援加算(単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。	「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 16/1,000 が加算されます。											
147日(00日)17万7弗田				ŧ 1	要介護	2	要介護	3	要介証	催 1	要介護	<u> </u>		
	1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》			<u>* ' </u>	- 安月 暖 個	室	安月 曖 個	<u> </u>	(五)	室 4 室	安川 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 室		
	《本件》	個 134,		136, 9		139, 3		141,		143,	_			
	自己負担額(円)	・第4段階(標準)・第4段階(2割負担)	154,		160, 3		165, 0		169,		174,			
	口口包记帐 (11)	・第4段階(2割負担)・第4段階(3割負担)	176,		183, 4		190, 7		197,		204,			
		- 粉丝权陷(3 削其性)	110,				•				•			
理美容サービス (実費) の価格表 (円:税込み)			調	髪			顔そり		毛染め(訓		パーマ(調			
	理実谷り一しへ(実賃)の価格衣(自・枕込み)			00	1, 80	00	500)	3, 8	300	4, 2	00		

- 注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変ります。(介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。)
- 注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83/1,000を乗じます。
- 注3 介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27/1,000を乗じます。
- 注4 介護職員等ベースアップ等支援加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 16/1,000を乗じます。
- ※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
- ※ 付加価値のある居室であるため、負担限度額認定証の交付を受けている方は利用できません。利用される場合は、負担限度額認定証を返納する必要があります。
- ※「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。